

令和3年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和3年11月30日提出

富 谷 市

# 令和3年第4回 富谷市議会定例会議案

## 目 次

### 議 案

議案第 1号	富谷市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・	4
議案第 3号	富谷市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・	2 2
議案第 4号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	2 4
議案第 5号	西成田コミュニティセンター子育てサロン条例の一部改正について・	3 3
議案第 6号	富谷市企業立地促進条例の一部改正について・・・・・・・・	3 5
議案第 7号	令和3年度富谷市一般会計補正予算（第9号）・・・・・・・・	別冊
議案第 8号	令和3年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第 9号	令和3年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第10号	指定管理者の指定について・・・・・・・・	3 9
議案第11号	富谷市道路線の認定について・・・・・・・・	4 0
議案第12号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・	4 2

議案第13号	和解及び損害賠償額の決定について	43
議案第14号	黒川地域行政事務組合同規約の変更について	44
議案第15号	黒川地域行政事務組合の財産処分について	48

議案第 1 号

富谷市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について  
富谷市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年富谷町条例第2号）の一部改正に伴い、富谷市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

## 富谷市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、富谷市立学校県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員。以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を富谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他教育委員会が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に職員である者については、第2条に定めるサービスの宣誓があったものとみなす。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

議案第 2 号

富谷市国民健康保険税条例の一部改正について

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p>第5条 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び<u>第23条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額</u> <u>_____)</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> <u>_____)</u></p> <p>第5条 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> <u>_____)</u></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び<u>第23条</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月</p>



改正後	現行
<p>以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 2万1,200円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、 基礎控除後の総所得金額等に100分の1.65を乗じて算定する。</p> <p>第7条～第12条 略</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>第14条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢</p>	<p>以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 2万1,200円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る</u>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.65を乗じて算定する。</p> <p>第7条～第12条 略</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>第14条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢</p>

改正後	現行
<p>者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を</p>	<p>者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を</p>

改正後	現 行
<p>有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万5,890円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人</p>	<p>有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万5,890円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人</p>

改正後	現行
<p>について1万1,350円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,540円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)</u></p>	<p>について1万1,350円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,540円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p>

改正後	現行
<p>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第1号アに規定する金額を減額した世帯</u> 3,405円</p> <p>イ <u>前項第2号アに規定する金額を減額した世帯</u> 5,675円</p> <p>ウ <u>前項第3号アに規定する金額を減額した世帯</u> 9,080円</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 1万1,350円</p> <p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 1,095円</p> <p>イ <u>前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 1,825円</p> <p>ウ <u>前項第3号ウに規定する金額を減額し</u></p>	

改正後	現 行
<p>た世帯 <u>2, 920円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u></p> <p><u>3, 650円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び <u>前条第1項の</u> 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>前条第1項第1号</u>中「<u>総所得金額及び</u>」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) <u>及び</u>」とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び <u>前条の</u> 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>前条第1号</u>中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) <u>　</u>」とする。</p>

改正後	現行
<p>第24条～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における <u>第23条第1項</u> の規定の適用については、<u>同項中「法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及</p>	<p>第24条～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における <u>第23条</u> の規定の適用については、<u>同条中「法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及</p>

改正後	現行
<p>び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下</p>	<p>び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下</p>



改正後	現行
<p>この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>6 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>6 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>

改正後	現行
<p>法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び <u>第23条第1項</u> の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と, 「同条第「法第314条の2第2項」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と, <u>第23条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得, 譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び <u>第23条第1項</u> の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金</p>	<p>法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び <u>第23条</u> の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と, 「同条第「法第314条の2第2項」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と, <u>第23条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得, 譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び <u>第23条</u> の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金</p>

改正後	現行
<p>額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等</p>	<p>額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び <u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等</p>

改正後	現行
<p>の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等, 同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び第23条第1項の規定の適用については, 第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)」に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と, 「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と, 第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに</p>	<p>の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等, 同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び第23条_____の規定の適用については, 第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)」に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条_____において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と, 「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と, 第23条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに</p>

改正後	現行
<p>特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税</p>	<p>特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税</p>

改正後	現行
<p>の特例)</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>の特例)</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び<u>第23条</u>_____の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，<u>第23条</u>_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>

改正後	現行
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>1 5 略</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>1 5 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第 3号

富谷市国民健康保険条例の一部改正について

富谷市国民健康保険条例（昭和34年富谷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険条例(昭和34年富谷町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第16条 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第16条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者又は被保険者であった者に係る富谷市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 4号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
 条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
 (平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>雑則 (第53条)</u> 附則 第1条～第4条 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 略  <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	目次 第1章～第3章 略  附則 第1条～第4条 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 略  <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち</u> <u>ア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計</u>

改正後	現 行
	<p> <u>算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> </p> <p> <u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> </p> <p> <u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u> </p> <p> <u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> </p> <p> <u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> </p>

改正後	現行
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>
<p>第6条～第37条 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>第6条～第37条 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第38条 略</p> <hr/>	<p>第38条 略</p> <p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p>
<p>第39条～第41条 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第39条～第41条 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育</p>

改正後	現行
<p>事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下 <u>この号及び第4項第1号</u> において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 略</p> <p>第43条～第52条 略</p> <p>第4章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第53条 <u>特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算</u></p>	<p>事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下 <u>この号</u> _____ において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 略</p> <p>第43条～第52条 略</p>

改正後	現 行
<p><u>機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>  <u>以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうち</u>  <u>ア又はイに掲げるもの</u>  <u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する</u></p>	



## 方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教

改正後	現 行
<p><u>育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるの</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>は「<u>第6項において準用する第2項の</u>」と、「<u>記載事項を提供しよう</u>」とあるのは「<u>同意を得よう</u>」と、「<u>記載事項を提供する</u>」とあるのは「<u>同意を得ようとする</u>」と、同項第1号中「<u>第2項各号</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する第2項各号</u>」と、前項中「<u>前項</u>」とあるのは「<u>次項において準用する前項</u>」と、「<u>提供を受けない</u>」とあるのは「<u>同意を行わない</u>」と、「<u>第2項に規定する記載事項の提供</u>」とあるのは「<u>この条例の規定による書面等による同意の取得</u>」と読み替えるものとする。</p>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5号

西成田コミュニティセンター子育てサロン条例の一部改正について

西成田コミュニティセンター子育てサロン条例（平成23年富谷町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

西成田コミュニティセンター子育てサロンの移転に伴い、所要の改正を行うもの。

西成田コミュニティセンター子育てサロン条例の一部を改正する条例

西成田コミュニティセンター子育てサロン条例（平成23年富谷町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行								
<p><u>とみや子育てサロン条例</u></p> <p>_____</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に基づき、 <u>とみや子育てサロン</u>（以下「子育てサロン」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 子育てサロンの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>とみや子育てサロン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>富谷市富谷西沢13番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第11条 略</p>	名称	位置	<u>とみや子育てサロン</u>	<u>富谷市富谷西沢13番地</u>	<p><u>西成田コミュニティセンター子育てサロン条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に基づき、 <u>西成田コミュニティセンター子育てサロン</u>（以下「子育てサロン」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 子育てサロンの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>西成田コミュニティセンター子育てサロン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>富谷市西成田郷田一番94番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第11条 略</p>	名称	位置	<u>西成田コミュニティセンター子育てサロン</u>	<u>富谷市西成田郷田一番94番地</u>
名称	位置								
<u>とみや子育てサロン</u>	<u>富谷市富谷西沢13番地</u>								
名称	位置								
<u>西成田コミュニティセンター子育てサロン</u>	<u>富谷市西成田郷田一番94番地</u>								

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の西成田コミュニティセンター子育てサロン条例第6条の規定による利用許可を受けている者については、改正後のとみや子育てサロン条例第6条の規定による利用許可を受けた者とみなす。

議案第 6 号

富谷市企業立地促進条例の一部改正について

富谷市企業立地促進条例（平成14年富谷町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市の企業誘致促進及び雇用機会拡大を目的に、用地取得奨励金の対象区域の要件を新たに定めるもの。

富谷市企業立地促進条例の一部を改正する条例

富谷市企業立地促進条例（平成14年富谷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>工業用地等</u> <u>市内における土地で次の各号のいずれにも該当する土地をいう。</u></p> <p>ア <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業地域内又は工業専用地域内の土地</u></p> <p>イ <u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行者若しくは業務代行者から取得した土地又は土地区画整理事業において換地を受けた者から取得した土地</u></p> <p>ウ <u>土地区画整理法に基づく認可を受けた土地区画整理事業の施行地区内の土地</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>特定区域</u> <u>規則で定める区域をいう。</u></p> <hr/>
<p>第3条～第5条 略</p> <p>(用地取得奨励金)</p>	<p>第3条～第5条 略</p> <p>(用地取得奨励金)</p>
<p>第6条 第3条第1項第3号の用地取得奨励金は、<u>工業用地等</u>に用地を取得し、当該用地に立地した事業所について企業立地促進奨励金の交付決定を受け、かつ、当該用地を取得した日の翌日から起算して3年を経過する日までに操業又は営業を開始した企業者に対して交付</p>	<p>第6条 第3条第1項第3号の用地取得奨励金は、<u>特定区域</u>に用地を取得し、当該用地に立地した事業所について企業立地促進奨励金の交付決定を受け、かつ、当該用地を取得した日の翌日から起算して3年を経過する日までに操業又は営業を開始した企業者に対して交付</p>

改正後	現 行
<p>することができる。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を別に定めることができる。</p> <p>2 用地取得奨励金の交付額は、<u>製造業及びサービス業（学術・開発研究機関の類に限る。）、通信業並びに運輸業のうち規則で定めるもので別表に定める額</u>とし、1億円を限度とする。</p> <p>3 <u>用地取得奨励金は、交付対象となった用地については再度交付することはできないものとする。</u></p> <p>第7条～第13条 略</p>	<p>することができる。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を別に定めることができる。</p> <p>2 用地取得奨励金の交付額は、<u>用地の取得に要した費用の額に100分の15を乗じて得た額</u>とし、1億円を限度とする。</p> <p>第7条～第13条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則の次に次の表を加える。

別表

操業する業種	交付額
製造業及びサービス業（学術・開発研究機関の類に限る。）のうち規則で定めるもの	用地の取得に要した費用の額に100分の15を乗じて得た額
通信業のうち規則で定めるもの	用地の取得に要した費用の額に100分の10を乗じて得た額
運輸業のうち規則で定めるもの	用地の取得に要した費用の額に100分の5を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第8号の規定は、令和3年1月1日から



適用する。

## 議案第10号

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により，下記のとおり指定管理者の指定をしようとするにつき，議会の議決を求める。

### 記

- 1 公の施設の名称 富谷市福祉健康センター
- 2 指定をしようとする団体 富谷市富谷西沢13番地  
社会福祉法人富谷市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月30日提出

富谷市長 若生 裕 俊

### 提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により，指定管理者の指定をしようとするにつき，議会の議決を求めるもの。

議案第 11 号

富谷市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により，市道路線を別紙のとおり認定する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市ひより台二丁目地区の開発行為に伴い，市道路線として新たに 1 路線を認定するもの。

## 別紙

路線 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
935	ひより台6-39号線	富谷市ひより台二丁目39番65地先		
		富谷市ひより台二丁目39番55地先		

議案第12号

和解及び損害賠償額の決定について

市道宮沢根白石線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金164,000円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金164,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

## 議案第13号

### 和解及び損害賠償額の決定について

市有地（大清水二丁目地内）からの倒木による隣接フェンスの損傷事故について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により，下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

#### 記

- 1 損害賠償額 一金184,800円也
  
- 2 和解の相手方
  
  
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金184,800円を支払うこととし，相手方はその余の請求を放棄する。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

## 議案第14号

### 黒川地域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合同規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

### 提案理由

黒川地域行政事務組合において共同処理している視聴覚教材センターを廃止することに伴い同組合同規約を変更することにつき、協議するもの。

## 黒川地域行政事務組合規約の一部を変更する規約

黒川地域行政事務組合規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）の一部を次のように変更する。

第3条中第12号を削り，第13号を第12号とし，第14号を第13号とし，第15号を第14号とする。

第14条を次のように改める。

### 第14条 削除

第16条第2項第1号中「，第3号」を「及び第3号」に改め，「及び第12号」を削り，同項第2号中「第14号並びに第15号」を「第13号並びに第14号」に改め，同項第6号中「第3条第13号」を「第3条第12号」に改める。

別表第1中「

第4号，第5号，第6号， 第14号及び第15号	25%	—	75%
第12号	20%	80%	—

」

を「

第4号，第5号，第6号， 第13号及び第14号	25%	—	75%
----------------------------	-----	---	-----

」に改める。

### 附 則

この規約は，令和4年4月1日から施行する。



黒川地域行政事務組合規約新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務及び事業を共同処理する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>第3条の2～第13条 略</p> <hr/> <hr/> <p>第14条 削除</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第15条 略</p> <p>(経費の支弁方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項第2号の関係市町村の負担金の負担方法については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 組合の管理運営並びに第3条第1号、第2号 <u>及び第3号</u> の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び人口割（住民基本台</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務及び事業を共同処理する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定による視聴覚教材センターの設置、管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>第3条の2～第13条 略</p> <p><u>(教育委員の解職請求に関する事務等</u>を処理する選挙管理委員会)</p> <p>第14条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第14条第2項に規定する選挙管理委員会</u>は、<u>大和町の選挙管理委員会とする。</u></p> <p>第15条 略</p> <p>(経費の支弁方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項第2号の関係市町村の負担金の負担方法については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 組合の管理運営並びに第3条第1号、第2号、<u>第3号及び第12号</u> の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び人口割（住民基本台</p>

改 正 後	現 行																																				
<p>帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する前年の10月1日の住民基本台帳人口による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(2) 第3条第4号、第5号、第6号及び第<u>13号並びに第14号</u>の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び実績割（前年の1月から12月までの実績による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第3条第12号</u>の事務に要する経費の負担金については、均等に関係市町村が負担する。</p> <p>別表第1（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分 \ 号別</th> <th style="text-align: center;">均等割</th> <th style="text-align: center;">人口割</th> <th style="text-align: center;">実績割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理運営並びに第1号及び第2号</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td style="text-align: center;">30%</td> <td style="text-align: center;">70%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第4号、第5号、第6号、<u>第13号</u>及び第14号</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">75%</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	区分 \ 号別	均等割	人口割	実績割	管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—	第3号	30%	70%	—	第4号、第5号、第6号、 <u>第13号</u> 及び第14号	25%	—	75%	<p>帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する前年の10月1日の住民基本台帳人口による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(2) 第3条第4号、第5号、第6号及び第<u>14号並びに第15号</u>の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び実績割（前年の1月から12月までの実績による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第3条第13号</u>の事務に要する経費の負担金については、均等に関係市町村が負担する。</p> <p>別表第1（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分 \ 号別</th> <th style="text-align: center;">均等割</th> <th style="text-align: center;">人口割</th> <th style="text-align: center;">実績割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理運営並びに第1号及び第2号</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td style="text-align: center;">30%</td> <td style="text-align: center;">70%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第4号、第5号、第6号、<u>第14号</u>及び第15号</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">75%</td> </tr> <tr> <td><u>第12号</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>80%</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	区分 \ 号別	均等割	人口割	実績割	管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—	第3号	30%	70%	—	第4号、第5号、第6号、 <u>第14号</u> 及び第15号	25%	—	75%	<u>第12号</u>	<u>20%</u>	<u>80%</u>	—
区分 \ 号別	均等割	人口割	実績割																																		
管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—																																		
第3号	30%	70%	—																																		
第4号、第5号、第6号、 <u>第13号</u> 及び第14号	25%	—	75%																																		
区分 \ 号別	均等割	人口割	実績割																																		
管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—																																		
第3号	30%	70%	—																																		
第4号、第5号、第6号、 <u>第14号</u> 及び第15号	25%	—	75%																																		
<u>第12号</u>	<u>20%</u>	<u>80%</u>	—																																		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

## 議案第15号

### 黒川地域行政事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

### 提案理由

黒川地域行政事務組合において共同処理している視聴覚教材センターを廃止することに伴い、視聴覚教材センターに係る組合の財産の処分について、協議するもの。

## 黒川地域行政事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により，黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分について，次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協議書は，黒川地域行政事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務のうち，視聴覚教材センターの運営に関する事務を廃止することに伴い，視聴覚教材センターに係る組合の財産処分について必要な事項を定めることを目的とする。

（組合の財産）

第2条 この協議書において対象とする組合の財産は，物品とする。

（処分の方法）

第3条 前条に規定する組合の財産の処分については，別表に定めるところによる。

（処分年月日）

第4条 共同処理する事務の廃止に伴う財産の処分の日は，令和4年4月1日とする。

（その他）

第5条 この協議書に定める事項について疑義が生じた場合は，関係市町村がその都度協議するものとする。

この協議書の成立を証するために本書4通を作成し，関係市町村の長が記名押印の上，各自1通を保有する。

令和 年 月 日

富谷市長 若 生 裕 俊

大和町長 浅 野 元

大郷町長 田 中 学

大衡村長 萩 原 達 雄

## 別 表

大区分	区分	品名	数量	譲与先市町村
物品	機材	液晶プロジェクター	1台	富谷市
			1台	大和町
		ワイヤレスアンプシステム	1台	富谷市
			1台	大和町
		DVDプレーヤー	1台	富谷市
			1台	大和町
		スクリーン	1台	富谷市
			1台	大和町
	教材	DVDソフト	47本	大和町